

特定非営利活動法人キャリアサポートネットワーク 定款

平成 16 年 1 月 制定
平成 18 年 6 月 18 日 一訂
平成 22 年 6 月 13 日 二訂

第 1 章 総 則

(団体の名称)

第 1 条 この法人は、特定非営利活動法人キャリアサポートネットワーク(英文表記：Career Support Network)という。

(法人の事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を千葉県船橋市緑台一丁目 3 番 1 棟 304 号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(活動の目的)

第 3 条 この法人は、勤労者、転職希望者、求職者、学生及び団体、法人に対してキャリア形成、就職、進路決定に係わる相談やキャリアカウンセリング、キャリア教育、コンサルティングなどの支援事業を通じて、豊かで活力あるライフキャリアの形成に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (2) 子どもの健全育成を図る活動
- (3) 社会教育の推進を図る活動
- (4) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (5) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第 5 条 この法人は、第 3 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ① キャリア開発、キャリア形成、就職への相談、支援
 - ② キャリア開発、職業能力開発
 - ③ キャリア開発及びキャリア教育などに関するプログラム開発及びコンサルティング
 - ④ 職業能力開発に関する教材として、書籍、冊子などの販売
 - ⑤ キャリア支援におけるストレス、メンタルカウンセリング
- (2) その他の事業
 - ① 職業能力、適性検査の紹介、斡旋
 - ② インターネット又は紙媒体を活用した広告
 - ③ 求職、就職に係わる業務の代行

2 前項第 2 号に掲げる事業は、同項第 1 号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、その収益は同項第 1 号に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 キャリア開発・形成支援業務に関する有資格者、精通者、有識者、関連する業務の経験者など、この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を積極的に推進する個人。
- (2) 賛助会員 この法人の事業に賛同して賛助するために入会した個人又は法人・団体。

(会員の入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとし、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は、前項の者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 入会後6ヶ月又は年度の会費納入期限後3ヶ月を過ぎても会費の納入が無い場合。但し、会費納入期限後、会費を納入し本人が会員の継続を希望する場合、理事会の承認を得て会員資格を復活することができる。
- (4) 除名されたとき。

(会員の退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(会員の除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令又はこの法人の定款及び規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎事業年度に1回、毎年3月から6月の間に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又はファックス又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第25条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(総会の招集)

第17条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。この場合において、議長が選出されるまでの仮議長は、代表理事がこれにあたる。

(総会の定足数)

第19条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第20条 総会における議決事項は、第17条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第21条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前条第2項、次条第1項及び第53条の規定の適用に

については、総会に出席したものとみなす。

- 4 総会の議決について、この法人と正会員との関係につき議決する場合においては、その正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 役 員

(役員の種別及び定数)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内。
- (2) 監事 1人以上2人以内。

2 理事のうち1人を代表理事、3人以内を副代表理事とする。

(役員の選任等)

第24条 理事及び監事は、総会において出席者の過半数以上の選任得票数を得た者を選任する。但し、第23条に定める定数を超える場合は選任得票数の多いものから上位者を定数まで選任し、定数に欠ける場合は過半数に満たない者の選任得票数上位の者から定数を満たすまで選任する。

2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになつてはならない。

4 法第二十条各号のいずれかに該当する者は、役員になることができない。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第25条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事が予め指名した順序によって、その職務を代行する。代表理事および副代表理事もその職務を執行できない場合は、理事会の互選により代行する者を指名する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁

に報告すること。

- (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(役員の任期等)

- 第26条 役員の任期は、選任された翌事業年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、その退任により定款に定める定数を欠ける場合は後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠員補充)

- 第27条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

- 第28条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(役員の報酬等)

- 第29条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員は、その職務を執行するために要した費用を請求することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 相談役、顧問、評議員

(相談役、顧問、評議員の委嘱)

- 第30条 この法人は、相談役、顧問及び評議員を置くことができる。
- 2 相談役、顧問、評議員は代表理事が委嘱する。
 - 3 相談役、顧問、評議員はこの法人の運営に関して代表理事の諮問に応じ意見を述べることができる。

第7章 理事会

(理事会の構成)

- 第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。
- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項

- (3) その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金の承認。
- (4) 事務局の組織及び運営に関する事項
- (5) この法人の運営に必要な臨機の措置
- (6) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 現理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって招集の請求があったとき。
- (3) 第25条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファックス又は電子メールをもって、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。代表理事がその職務を行えない場合は、代表理事の指名により、副代表理事が代行する。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、この法人と理事との利害関係のある事項について議決する場合においては、その理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の各号に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第8章 事務局

(事務局の設置等)

第39条 この法人は、事務局の設置及び事務局長その他の職員を置くことができる。

2 事務局長及びその他の職員は、代表理事が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第41条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第42条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第43条 この法人の会計は、法第二十七条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計の区分)

第44条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第47条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第48条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第49条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第二十五条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を受けなければならない。

(解散)

第52条 この法人は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を受けなければならない。

(清算人の選任)

第53条 この法人が解散したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第54条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、解散総会の決議に基づき、法11条第3項に掲げる者に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を受けなければならない。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第12章 雜 則

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次に掲げるものとする。

代表理事 小梶 和男
副代表理事 西原 真人
理事 大島 啓孝
理事 川端 康生
理事 中尾 昭男
監事 西村 武史

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人が成立した日から平成17年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第48条の規定にかかわらず、成立の日から平成17年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

- (1) 正会員 入会金 5000円、年会費 6000円
- (2) 準会員 入会金 0円、年会費 3000円
- (3) 賛助会員 入会金 0円、年会費 6000円（1口）以上